平成２２年（フ）第５６号
さいたま市見沼区東大宮７―65―３　パークサイドテラス103、住民票上の住所埼玉県上尾市西宮下２丁目338番地１　ロワールウエスト304
破産者　松野みどり
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１号
千葉県旭市ニの5870番地７　相馬みどり団地東棟
破産者　遠藤孫兵衛
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２号
横浜市中区山下町98番地　ＧＳハイム山下町714号室
破産者　秋葉　　進
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６２号
横浜市南区中村町３丁目197番地34
破産者　小島　　剛
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
横浜市緑区いぶき野39番地８　長津田パークホームズ601号
破産者　恩藏　貴子
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０３号
横浜市戸塚区上矢部町887番地１　東戸塚パーク・ホームズ参番館503号
破産者　東野　昌子（旧姓赤松）
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１号
堺市南区三原台１丁３―40―304、住民票上の住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番36―401号
破産者　中元　惠一
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７６９号
大阪府貝塚市小瀬480番地18
破産者　越智　正人
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９１７号
堺市堺区東上野芝町１丁65番地26
破産者　赤阪　忠男
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
広島県安芸郡府中町本町４丁目４番15―102号、開始決定時の住所広島市安芸区上瀬野２丁目３番６号
破産者　山本富喜子
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４０号
広島市安佐南区祇園６丁目11番34―203号
破産者　佐衛田　浩
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１１号
広島市西区三篠町１丁目２番24―711号
破産者　山田美保子
１　決定年月日　平成22年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６号
札幌市西区西野７条５丁目１番21号
破産者　西村　賢志
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４号
北海道虻田郡洞爺湖町本町155番地
破産者　岩城　佳孝
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
北海道虻田郡洞爺湖町本町155番地
破産者　岩城　早苗
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
福島県本宮市糠沢字光が丘１番地11
破産者　根本美智夫
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
福島県郡山市桑野１丁目21番11号　サーパス開成山公園601号
破産者　山田　裕子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
茨城県坂東市岩井1967―15、住民票上の住所茨城県坂東市猫実1549番地１
破産者　渡邉　俊昭
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部